

○八王子市住居表示に関する条例

昭和41年9月30日

条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第4条及び第8条第2項の規定により住居の表示に関して必要な事項を定めるものとする。

(街区の区域)

第2条 市長は、街区の区域を新たに画し、若しくはこれを廃止し、または街区の区域若しくはその街区符号を変更するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人に通知しなければならない。

(住居番号)

第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物として、市長が別に定めるものを新築した者は、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項に定める場合のほか、建物その他の工作物の所有者、管理者または占有者は、当該建物その他の工作物に住居番号をつけ、または従来の住居番号を変更し、若しくは廃止するよう市長に申し出ることができる。

3 市長は、第1項の届出若しくは前項の申出があつたとき、関係人若しくは関係行政機関の長から住居番号が実態に照応していない旨の通知があつたとき、または実態調査等により住居番号をつけ、変更し、若しくは廃止する必要を知り得たときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、住居番号をつけ、変更し、または廃止したときは、直ちに関係人に通知しなければならない。

(住居番号の表示)

第4条 建物その他の工作物の所有者、管理者または占有者は、市長が別に定める場合のほか、次の各号に定めるところにより、それぞれ住居番号を通行人から見やすい場所に表示しておかななければならない。

(1) 当該建物その他の工作物の主要な出入口が道路に接している場合は、当該出入口附近

(2) 当該建物その他の工作物の主要な出入口が道路から離れている場合は、当該建物その他の工作物から道路への主要な通路が道路に接する附近

2 前項の表示の様式は、市長が別に定める場合を除き、別記様式によらなければならない。

(住居表示審議会)

第5条 市長の諮問に応じ、住居表示に関する重要事項を調査審議するため、八王子市住居表示審議会（以下「審議会」という。）をおく。

2 審議会の組織、所管事項、任期その他については、規則で定める。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年八王子市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項本文中「第35号」を「第36号」に改める。

別表中第35号を第36号とし、第32号から第34号までを順次1号ずつ繰り下げ、第31号中「

生活保護医療診療要否判定、老人ホーム

」を「

老人ホーム

」に改め、同号を第32号とし、第16号から第30号までを順次1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

16 住居表示審議会の委員

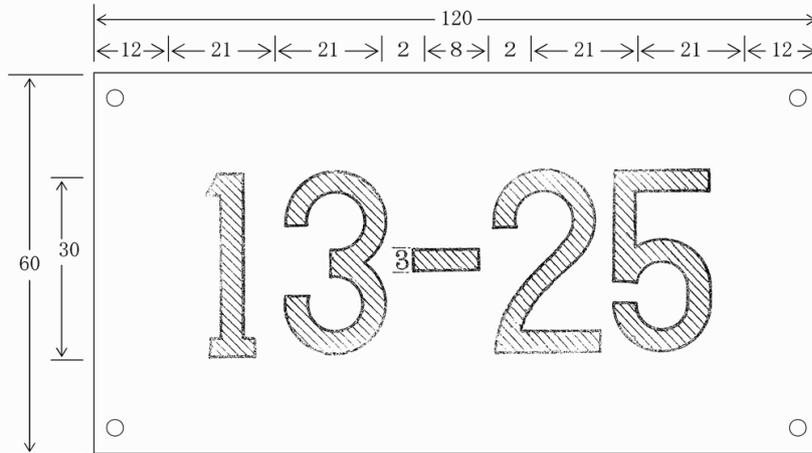
日額 1,000円

様式

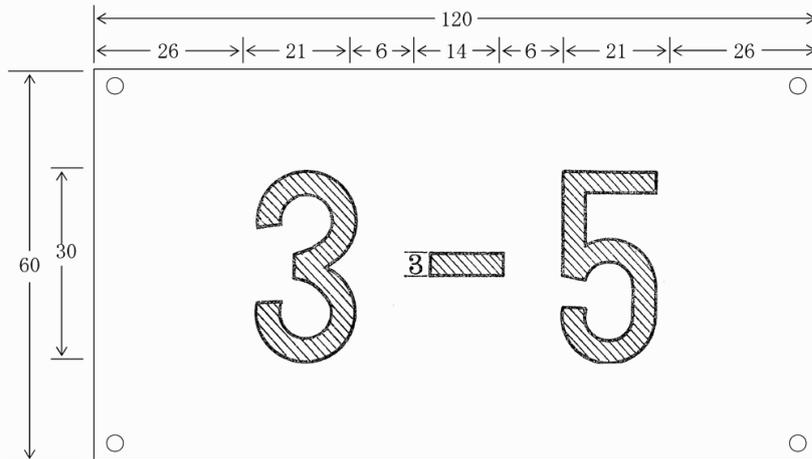
住居番号表示板

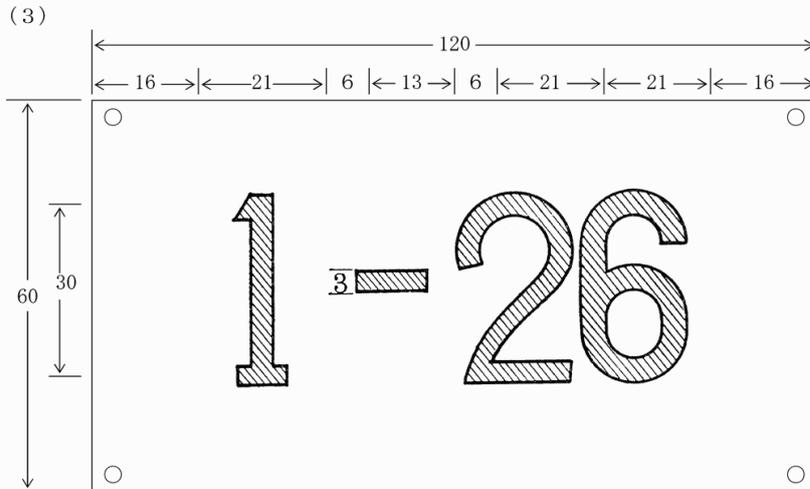
(1)

単位 ミリメートル



(2)





備考

- 1 左側は街区符号、右側は住居番号とし、それぞれアラビア数字で表示する。
- 2 街区符号が2桁で、住居番号が1桁の場合は、(3)の例に準ずる。
- 3 住居番号表示板の地色は、次に掲げるもののうち、いずれかの1色とし、アラビア数字及びハイフンは白色とする。

慣用色表示 (J I S Z 8102)	色の三属性による表示 (J I S Z 8721)
灰 色	N 4
う す 赤	5 R 6/4
暗 い 茶	10R 4/5
黄 茶	10Y R 5.5/4.5
暗 い 黄 緑	5 Y G 5/5.5
に ぶ 緑	10G 5/5.5
青 緑	2.5 B G 4/8
青 味 黒 (鉄 色)	7.5 B G 2/2
暗 い 青	2.5 P B 2.5/7
う す 青 紫	7.5 P B 6/8

様式